

和解協定書

申立人シニアユニオン東京(以下「組合」という。)及び同組合員森本隆行(以下「森本」という。)と被申立人川崎陸送株式会社(以下「会社」という。)とは、都労委平成25年不第96号事件(以下「本件」という。)について、下記のとおり協定する。

記

1. 組合及び森本と会社は、平成25年10月8日付けをもって、森本と会社の労働契約が円満に終了したことを確認する。
2. 会社は、組合に対し、本件紛争について、別紙の謝罪文の原本を手交した。
3. 会社は、組合に対し、本件の解決金として金162万円を、平成26年7月25日までに、組合が指定する金融口座に振込む方法で支払う。
4. 組合は、前項の履行を確認後、速やかに本件申立てを取り下げる。
5. 組合及び森本と会社は、本和解協定書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、本件に関して今後一切争わない。

平成26年7月10日

申立人 シニアユニオン東京
執行委員長 設楽 清嗣

同組合員 森本 隆行

被申立人 川崎陸送株式会社
代表取締役 樋口 恵一

代理人弁護士 吉田 良夫

代理人弁護士 竹内 亮

代理人弁護士 丸山 純平

代理人弁護士 岸川 修

立会人 東京都労働委員会
審査委員 岸上 茂

参与委員 軍司 輝雄

参与委員 秀野 政雄

平成26年7月10日

シニアユニオン東京

代表者 執行委員長 設楽清嗣 様

謝 罪 文

弊社は、シニアユニオン東京の森本組合員（63歳）に対して不適切な契約終了の申入れ及び労働条件の変更を行いました。また、貴ユニオンとの話し合いにおいて、一度提示した条件を撤回するなどの不適切な対応がありました。

弊社は、上記各行為に対しここに遺憾の意を示し、今後不当労働行為を行うことのないよう十分に注意いたします。

川崎陸送株式会社

取締役社長 樋口恵一

